

# 日本生理学会大会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本生理学会大会と称する。

2 開催される大会ごとに組織される団体は、開催される西暦年及び回数を冠した日本生理学会大会と称する(例：2020年第97日本生理学会大会)。(以下、「各大会」という。)

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区本郷3丁目30番10号に置く。

(目的)

第3条 本会は、生理学の進歩発展を図ることを目的とし、その目的に資するため、以下の事業を行う。

- 1 日本生理学会大会の各大会を開催及び運営
- 2 前号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第2章 構成員

(資格)

第4条 一般社団法人日本生理学会の理事・監事をもって本会の構成員とする。

(資格喪失)

第5条 構成員は、一般社団法人日本生理学会の理事、又は監事を退任した時点でその資格を喪失する。

### 第3章 役員

第6条 本会の会長は、一般社団法人日本生理学会理事長がその任にあたる。本会の監事は、一般社団法人日本生理学会監事がその任にあたる。

(各大会の役員の種別及び員数)

第7条 各大会は次の役員を置く。

(1) 大会長 1名

但し必要に応じて複数名置くことができる。

(2) 大会 監事 2名

2 必要に応じて副大会長を置くことができる。

(各大会の役員を選任)

第8条 各大会の大会長は、一般社団法人日本生理学会の理事の中から大会総会の決議によって選任される。

2 各大会のその他の役員は、大会長の指名によって選任される。

(職務権限)

第9条 大会長は、各大会を代表し、会務を総理する。大会長が複数いる場合には、各大会を代表する大会長およびその他の大会長の順序を別途内規にて定める。代表する大会長が欠けたとき又は事故あるときは、予め定められた順序に従い、次順位の大会長がその職務を代行する。

2 副大会長は、大会長を補佐し、大会長が欠けたとき又は事故あるときは、会務を代表する大会長が予め定めた順序に従いその職務を代行する。

3 各大会の監事は当該大会の会計を監査する。

(任期)

第10条 各大会の役員の任期は、大会総会によって選任されてから、担当する各大会の業務が終了するまでとする。

2 任期満了前に退任した各大会役員の 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 大会総会

(総会開催および決議事項)

第11条 本会は、毎年1回、大会総会を開催する。

2 大会総会は当該年の一般社団法人日本生理学会第1回理事会に併せて開催される。

3 大会総会においては、次の事項について決議する。

- (1) 各大会の大会長の選任または解任
- (2) 各大会の決算の承認
- (3) 本会の規約の変更
- (4) その他本会の運営に必要な一切の事項
- (5) 前年の各大会の決算
- (6) 当該年の各大会の予算

2 必要ある場合には、随時臨時に大会総会を開催することができる。

(招集)

第12条 大会総会は、会長が招集する。

2 大会総会を招集するには大会総会開催日の2週間前までに構成員に通知しなければならない。

3 やむを得ない理由のため大会総会に出席できない構成員は、あらかじめ書面若しくは電磁的方法によって、他の構成員あるいは議長を代理人として表決を委任することができる。

(議長)

第13条 議長は、会長がこれを務め、大会総会を進行指揮する。

2 議長は、必要に応じて副議長、議長補佐を選任することができる。

(議決権)

第14条 構成員は、各々1個の議決権を有する。

2 構成員は、他の構成員あるいは議長を代理人として議決権を行使することができる。その場合の委任状は書面若しくは電磁的方法による。

(定足数)

第15条 大会総会は、構成員総数の過半数の出席（委任状による出席を含む）がなければ開会することができない。

(議決)

第16条 大会総会の議事は、出席した構成員（委任状による出席を含む）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(議事録)

第17条 総会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員(委任状出席を含む)の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその大会総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 計算

(会計単位)

第18条 各大会は独立して会計を行い、それぞれ資産を保有し経費を支出する。

(資産)

第19条 各大会の資産は以下のとおりとする。

- (1) 当該大会の参加費
- (2) 事業及び資産から生ずる収益
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第20条 各大会の資産は当該大会の大会長が管理する。

(経費の支出)

第21条 各大会の経費は、当該大会の資産をもって支弁する。

(予算)

第22条 各大会の大会長は予算を作成し、当該年の大会総会で報告し、承認を得なければならない。

(決算)

第23条 各大会の大会長は決算書類を作成し、本会及び各大会の監査を受け、翌年の大会総会で報告し、承認を得なければならない。

(剰余金)

第24条 日本生理学会大会は、剰余金の分配を行なうことができない。

(残余財産)

第25条 日本生理学会大会が清算をする場合において有する残余財産は、大会総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附則



(本規約の変更)

第26条 本規約を変更するには、大会総会の承認を得なければならない。

別紙

《大会長選任に関する規定》 大会長候補者は、原則としてその就任の2年以上前に、  
大会総会の決定により選定する。